

【遠別町地域防災計画・水防計画 全面改正の概要】

平成26年5月20日開催の遠別町防災会議において全面改正を致しました。
概要と致しましては、平成25年6月の災害対策基本法の改正を受け、全面改正する内容です。

また、役場機構の改正により、災害対策本部事務分掌の見直しをあわせて行います。
遠別町では、平成19年11月に改正を行って以来、約7年ぶりの改正となります。

《ポイント1》

「災害に強いまちづくり」として3つの災害対策基本方針

遠別町防災ビジョンとして、減災の視点から
「自主防災組織を中心とした地域防災体制の構築」
「要配慮者対策の推進」
「情報伝達手段の確立」 を決めました。

《ポイント2》

災害対策基本法に基づく指定避難所（指定緊急避難場所）の指定

指定避難所（指定緊急避難場所も兼ねる）として
「遠別小学校、遠別農業高等学校、幼児センター、農業振興センター」
の4ヶ所としました。
（施設の条件などから、災害の種類に応じた避難所の指定はなし）
（そのほかの避難所は「一般避難所」として整理）

《ポイント3》

福祉避難所の指定

指定避難所として指定した幼児センターを、被災の状況に応じて、福祉避難所として開設することを決めました。

《ポイント4》

避難行動要支援者の避難支援についての対策

災害対策基本法改正により市町村での避難行動要支援者名簿の作成が義務付けとなり、地域の防災意識、防災力を高める観点から、避難支援等関係となる者を定め、避難行動要支援者名簿の運用について決めました。

《ポイント5》

災害対策本部の事務分掌の見直し

役場の機構改正とあわせ、災害対策本部の事務分掌の見直しを行いました。

《ポイント6》

水防計画の充実

平成22年の大雨災害を受け、水防体制の充実を図る必要があることから、地域防災計画から分離しました。